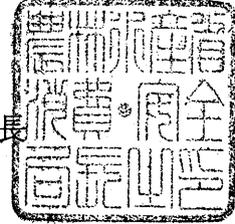




元消安第3957号
令和元年12月16日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」の一部改正について

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第5条第3号ホにおいて、成年被後見人を許可登録の対象から一律に排除する規定（欠格条項）が削除されました。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、このことについて貴管轄下の動物用医薬品等の販売業者に御周知いただくようお願いします。

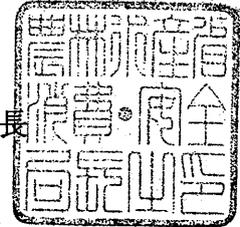
なお、別添1のとおり、関連団体宛てに通知したことを申し添えます。



元消安第3957号
令和元年12月16日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」の一部改正について

平素より、動物薬事行政につきまして御理解、御協力いただき感謝いたします。

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）第5条第3号ホにおいて、成年被後見人を許可・登録の対象から一律に排除する規定（欠格条項）が削除されました。

これを踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、このことについて貴会会員に御周知いただくようお願いいたします。

は登録

製造販売業者若しくは製造業の許可又は製造業の登録に
あつては、都道府県知事が当該申請者に交付した日から、
許可すことと。ただし、提出書類の不備の補正に要する期
間及び畜産安全管理課からの照会事項に対して申請者
合事項(以下「地方農政局等」という。)からの期間はこ
れに含まれないこと。

標準処理期間を経過した場合又は経過するおそれがある
場合は、地方農政局、北海道農政局又は内閣府
沖繩総合事務局長(以下「地方農政局等」という。)
の申請者の申出に基づき、申請者に対し速やかに、そ
の旨及びその理由を示すものとする。申請者の申出
は、地方農政局等に対して行うものとする。

2 医薬品等の製造販売の承認、医薬品等外国製造業者等若
しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等
外国製造業者の登録、医療機器等適合性調査、医療

医薬品等の製造販売承認、医薬品等外国製造業者等若
しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器
等外国製造業者の登録、又は原受理した日から、
当該申請者に交付した期間と、承認指し、
承認、医療機器等適合性調査の申請又は原受理した
あつては動物医薬品検査所、医薬品等外国製造業者若
しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療器
具修理業の登録にあっては畜産安全管理課、医療器
具修理業の許可にあっては地方農政局等からの照会事
項に対して申請者から回答がなされるまでの期間、審議
会における指摘事項に食品医薬品検査所において同時
厚生労働大臣又は食品医薬品検査所において同時に審
査及び規則第26条第6項(第91条第1項第1号)に
基づき、第26条第1項第1号)の規定に基

は登録

製造販売業者若しくは製造業の許可又は製造業の登録に
あつては、都道府県知事が当該申請者に交付した日から、
許可すことと。ただし、提出書類の不備の補正に要する期
間及び畜産安全管理課からの照会事項に対して申請者
合事項(以下「地方農政局等」という。)からの期間はこ
れに含まれないこと。

標準処理期間を経過した場合又は経過するおそれがある
場合は、農林水産省消費・安全局長(以下「消費・
安全局長」)は、申請者の申出に基づき、申請者に対し
速やかに、その旨及びその理由を示すものとする。申請
者の申出は、消費・安全局長に対して行うものとする。

2 医薬品等の製造販売の承認、医薬品等外国製造業者等若
しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器等
外国製造業者の登録、医療機器等適合性調査、医療

医薬品等の製造販売承認、医薬品等外国製造業者等若
しくは再生医療等製品外国製造業者の認定、医療機器
等外国製造業者の登録、又は原受理した日から、
当該申請者に交付した期間と、承認指し、
承認、医療機器等適合性調査の申請又は原受理した
あつては動物医薬品検査所、医薬品等外国製造業者若
しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療器
具修理業の登録にあっては畜産安全管理課、医療器
具修理業の許可にあっては地方農政局等からの照会事
項に対して申請者から回答がなされるまでの期間、審議
会における指摘事項に食品医薬品検査所において同時
厚生労働大臣又は食品医薬品検査所において同時に審
査及び規則第26条第6項(第91条第1項第1号)に
基づき、第26条第1項第1号)の規定に基

臨床試験の試験成績に関する資料を承認申請後に提出する場合において、当該資料以外の資料から当該資料が提出される場合の審査が終了した時点から当該資料が提出されるまでの期間は含まれないこと。

標準処理期間を経過した場合又は経過するおそれがある場合は、医薬品等外国製造業者等外国製造業者の登録にあっては消費・安全局長（以下「消費・安全局長」と称す。）が、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長、及びその理由を示すものとして申請すること、申出の旨及び医薬品等外国製造業者等外国製造業者の登録にあっては消費・安全局長、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長に對して行うものとする。

3 (略)

- 第15 その他 (略)
- 1～16 (略)
- 17 登録免許税 (略)
- (1) (略)
- (2) 登録免許税の納税方法等 (略)

アイ 納付方法は、原則として国税の収納機関である日本銀行、国税の収納を行う代理店等又は税務署に登録免許税の相当額を現金で納付すること(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条)。
登録免許税の納税地(登録免許税法第8条第1項)は、地方農政局等の所在地であることから、領収済通書(納付書)の税務署名の欄及び税務署番号の欄には地方農政局等の所在地を管轄する税務署の名称及び番号を記載すること。

なお、申請人が現金納付によつて登録免許税を納付すべきことを知らずに印紙を許可等の申請書に貼り付け、申請して来た場合には、登録免許税法施行

標準処理期間を経過した場合又は経過するおそれがある場合は、医薬品等外国製造業者等外国製造業者の登録にあっては消費・安全局長（以下「消費・安全局長」と称す。）が、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長、及びその理由を示すものとして申請すること、申出の旨及び医薬品等外国製造業者等外国製造業者の登録にあっては消費・安全局長、医薬品等の製造販売の承認、医療機器等適合性調査の申請又は原薬等の登録にあっては動物医薬品検査所長に對して行うものとする。

3 (略)

- 第15 その他 (略)
- 1～16 (略)
- 17 登録免許税 (略)
- (1) (略)
- (2) 登録免許税の納税方法等 (略)

アイ 納付方法は、原則として国税の収納機関である日本銀行、国税の収納を行う代理店等又は税務署に登録免許税の相当額を現金で納付すること(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条)。

登録免許税の納税地(登録免許税法第8条第1項)は、農林水産省の所在地であることから、領収済通書(納付書)の税務署名の欄には「麴町税務署」と、税務署番号の欄には「三万七千七百」と記載すること。

なお、申請人が現金納付によつて登録免許税を納付すべきことを知らずに印紙を許可等の申請書に貼り付け、申請して来た場合には、登録免許税法施行

(4) 医療機器修理業の場合

(新設)

誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名

印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第4項第2号の規定に該当することの有無に關し、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- 1 住所及び氏名
- 2 法第5条第3号イに該当の有無
- 3 法第5条第3号ロに該当の有無
- 4 法第5条第3号ハに該当の有無
- 5 法第5条第3号ニに該当の有無
- 6 法第5条第3号ヘに該当の有無

(日本産業規格 A 4)

備考

2から6までの欄には、該当しない場合には「該当しない」と記載し、該当する場合には、2の欄にあっては許可を取り消された年月日及びその違反の事実、3の欄にあっては登録を取り消された年月日及びその違反の事実、4の欄にあってはその罪名、刑の内容、刑の確定年月日(刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつたときはその年月日)及び判決を言い渡した裁判所名、5の欄にあっては棄事に関する法令又はこれに基づく処分に違反した年月日及び違反の事実、6の欄にあっては過去において医療機器修理責任技術者の義務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができなかつた事実があつた場合にはその概要を、また、規則第3条に規定する者に該当する場合には、当該者が現に受けている治療等の状況を記載すること。

原薬等登録原簿の登録事項の公示に関する要望書

(略)

年月日付で申請しました(原薬等の品目の名称)に係る原薬等登録申請につき(原薬等の品目の名称)を(原薬等の品目の名称)に代わり(原薬等の品目の名称)を希望する(原薬等の品目の名称)を希望します。

(略)

別記様式第 11 号

原薬等登録原簿の公示内容変更に関する要望書

(略)

年月日付で登録されました(原薬等の名称)に係る原薬等登録申請につき(原薬等の名称)を(原薬等の名称)に代わり(原薬等の名称)を希望する(原薬等の名称)を希望します。

(略)

別紙 6

適合性調査実施要領

(略)

別紙様式 1～6 (略)

別紙様式 7

(略)

適合性調査結果通知書

年月日付で貴社より動物用医薬品(再生医療等製品)における製造管理又は品質管理の方法について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づき適合性調査の結果、下記のとおり評価され、措置することとなりました。

(略)

原薬等登録原簿の登録事項の公示に関する要望書

(略)

平成年月日付で申請しました(原薬等の品目の名称)に係る原薬等登録申請につき(原薬等の品目の名称)を(原薬等の品目の名称)に代わり(原薬等の品目の名称)を希望する(原薬等の品目の名称)を希望します。

(略)

別記様式第 11 号

原薬等登録原簿の公示内容変更に関する要望書

(略)

平成年月日付で登録されました(原薬等の名称)に係る原薬等登録申請につき(原薬等の名称)を(原薬等の名称)に代わり(原薬等の名称)を希望する(原薬等の名称)を希望します。

(略)

別紙 6

適合性調査実施要領

(略)

別紙様式 1～6 (略)

別紙様式 7

(略)

適合性調査結果通知書

平成年月日付で貴社より動物用医薬品(再生医療等製品)における製造管理又は品質管理の方法について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づき適合性調査の結果、下記のとおり評価され、措置することとなりました。

(略)

別紙様式 8

(略)

適合性調査結果変更通知書
年月日付けで貴社より動物用医薬品(再生医療等製品)に
適合性調査申請のあった(品目名)に係る(工場等製
造)製造管理又は品質管理の方法について、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する
法律(昭和35年法律第145号)に基づき通知した結果、
年月日付け(番号)号で通知したところ、下記の
とおり、当該評価結果及び措置を変更する
ます。(略)

別紙 17

信頼性基準適合性調査実施要領

(略)

(別紙様式1)

(略)

信頼性基準適合性調査結果通知書
年月日付けで貴社より動物用医薬品(医療機器等製
品)製造管理又は品質管理の方法について、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する
法律(昭和35年法律第145号)に基づき通知した結果、
年月日付け(番号)号で通知したところ、下記の
とおり、当該評価結果及び措置を変更する
ます。(略)

(別紙様式 2)

(略)

信頼性基準適合性調査結果変更通知書
年月日付けで貴社より動物用医薬品(医療機器又は再

別紙様式 8

(略)

適合性調査結果変更通知書
年月日付けで貴社より動物用医薬品(再生医療等製
品)製造管理又は品質管理の方法について、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する
法律(昭和35年法律第145号)に基づき通知した結果、
年月日付け(番号)号で通知したところ、下記の
とおり、当該評価結果及び措置を変更する
ます。(略)

別紙 17

信頼性基準適合性調査実施要領

(略)

(別紙様式1)

(略)

信頼性基準適合性調査結果通知書
年月日付けで貴社より動物用医薬品(医療機器等製
品)製造管理又は品質管理の方法について、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に關する
法律(昭和35年法律第145号)に基づき通知した結果、
年月日付け(番号)号で通知したところ、下記の
とおり、当該評価結果及び措置を変更する
ます。(略)

(別紙様式 2)

(略)

信頼性基準適合性調査結果変更通知書
年月日付けで貴社より動物用医薬品(医療機器又は再

医療等製品) 製造販売(承認、再審査、再評価又は申請) 申請のあつて、医薬品、医療機器等の品名) に係る昭和35年法律第145号) 添付資料に基づく信頼性で通知したと変更する。当該評価結果及び措置を要する。 (略)

再生用名) 添付資料に基づく信頼性で通知したと変更する。当該評価結果及び措置を要する。 (略)